

## 目次

## 告示

指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者および指定介護予防支援事業者の指定について	介護保険課（第189号）	4
道路の区域変更および供用開始について	建設総務課（第190号）	5
指定納付受託者の指定について	人口減少・移住定住対策課（第191号）	6
自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について	交通政策課（第192号）	7
令和6年度固定資産税納税通知書の公示送達について	資産税課（第193号）	9
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第194号）	10
災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定について	防災安全対策課（第195号）	11
医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定および廃止について	保護第一課（第196号）	12
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の辞退について	障がい福祉課（第197号）	13
出納員および現金取扱員の委任等について	会計課（第198号）	14
専決処分した予算およびその要領について	総務課（第199号）	16
令和6年6月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について	総務課（第200号）	23
介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定、廃止、休止および変更について	保護第一課（第201号）	28
国民健康保険税督促状の公示送達について	国保年金課収納推進室（第202号）	30
令和6年度軽自動車税（種別割）納税通知書の公示送達について	市民税課（第203号）	31
国民健康保険税納税通知書（課税年度令和6年 賦課年度令和5年）の公示送達について	国保年金課（第204号）	32
指定介護予防支援事業者の指定について	介護保険課（第205号）	33
納期限変更通知書の公示送達について	納税課（第206号）	34

令和3年5月19日付けの秋田市告示第177号の訂正について	生活総務課（第207号）	35
特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退について	子ども総務課（第208号）	36
令和6年の特定計量器定期検査の実施について	市民相談センター（第209号）	37
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について	障がい福祉課（第210号）	39
秋田市新屋ガラス工房作品の販売に係る収入金の徴収事務の委託について	新屋ガラス工房（第211号）	40
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について	障がい福祉課（第212号）	41

## 教委告示

教育委員会定例会の招集について	教育委員会総務課（第10号）	42
-----------------	----------------	----

## 選管告示

選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数および3分の1の数について	選挙管理委員会事務局（第3号）	43
令和6年9月1日を基準日とする選挙人名簿の登録日について	選挙管理委員会事務局（第4号）	44

## 農委告示

農業委員会総会の招集について	農業委員会事務局（第11号）	45
----------------	----------------	----

## 上下水道局告示

指定給水装置工事業者の廃止について	上下水道局給排水課（第18号）	46
指定排水設備工事業者の廃止について	上下水道局給排水課（第19号）	47
指定給水装置工事業者の廃止について	上下水道局給排水課（第20号）	48
指定排水設備工事業者の廃止について	上下水道局給排水課（第21号）	49
指定給水装置工事業者の指定について	上下水道局給排水課（第22号）	50
指定排水設備工事業者の指定について	上下水道局給排水課（第23号）	51

## 公告

放置自転車等の撤去および保管について	交通政策課	52
市有地の売払いについて	財産管理活用課	54
許可した開発行為に関する工事の完了について	都市計画課	57

秋田市情報公開条例の令和5年度の運用状況について	文書法制課	58
秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例の令和5年度の運用状況について	文書法制課	60
市有地の売払いについて	財産管理活用課	62
許可した開発行為に関する工事の完了について	都市計画課	65
許可した開発行為に関する工事の完了について	都市計画課	66
農用地利用集積計画の策定について	農業農村振興課	67
農用地利用集積等促進計画の認可について	農業農村振興課	68
大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について	商工貿易振興課	69
財政報告書の公表について	財政課	71

秋田市告示第189号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項、第115条の2第1項および第115条の22第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者および指定介護予防支援事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第115条の10および第115条の30の規定により告示する。

令和6年6月4日

秋田市長 穂積 志

事業者の 名称	事業所の 名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種類
株式会社ヤマ タクリエイト 秋田	訪問介護ス テーション 城東	秋田市東通明田 13番19号 コー ポニツ屋202号	令和6年6月 1日	訪問介護
株式会社ヤマ タクリエイト 秋田	訪問看護ス テーション 城東	秋田市東通明田 13番19号 コー ポニツ屋202号	令和6年6月 1日	訪問看護
株式会社ヤマ タクリエイト 秋田	訪問看護ス テーション 城東	秋田市東通明田 13番19号 コー ポニツ屋202号	令和6年6月 1日	介護予防訪 問看護
医療法人土崎 鹿嶋医院	指定居宅介 護支援事業 所ケアプラ ン鹿嶋	秋田市将軍野東 一丁目7番28号 ブランドール II 103号室	令和6年6月 1日	介護予防支 援

秋田市告示第190号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和6年6月5日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域変更および供用開始の区間

整理番号	旧新	路線名	起 終	点 点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
40451	旧	外旭川田中2号線	秋田市外旭川字田中59番2地先 秋田市外旭川字田中97番11地先		200.70	4.00 ～ 7.00
	新	外旭川田中2号線	秋田市外旭川字田中59番2地先 秋田市外旭川字田中97番11地先		200.70	6.00 ～ 7.00

2 区域変更および供用開始の期日

令和6年6月5日

3 縦覧期間

令和6年6月5日から同月24日まで。ただし、土曜日および日曜日を  
除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第191号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第43条の2第2項の規定により告示する。

令和6年6月6日

秋田市長 穂 積 志

1 指定納付受託者に納付させる歳入

企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）による寄附金（インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）

2 指定納付受託者の名称、所在地および指定した年月日

名 称	所 在 地	指定した年月日
株式会社カルティ ブ	神奈川県横浜市西区高島2- 19-12 スカイビル	令和6年6月6日

秋田市告示第192号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和6年6月7日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 6台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和6年5月1日から同月31日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）  
秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和6年6月7日から同年12月7日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第 6 条第 4 項の規定に基づき本市に帰属する。

#### 4 問合せ先

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通仲町 4 番 3 号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497



秋田市告示第193号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該納税通知書は企画財政部資産税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年6月7日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受ける者の住所および氏名  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
令和6年度固定資産税納税通知書

秋田市告示第194号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和6年6月7日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
大巻町内会
- 2 認可年月日  
平成11年5月11日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名および住所  
変更前 金 司  
秋田市広面字谷地沖34番地3  
変更後 加賀谷 誠 一  
秋田市広面字谷地沖25番地2
- 4 変更年月日  
令和6年4月14日
- 5 変更の理由  
役員改選による

秋田市告示第195号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項の規定に基づき、指定緊急避難場所を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年6月10日

秋田市長 穂 積 志

- 1 旭川小学校体育館  
所在地 秋田市手形字才ノ浜63番地  
対象 崖崩れ、土石流及び地滑り  
収容人数 338人
- 2 旭川小学校グラウンド  
所在地 秋田市手形字才ノ浜63番地  
対象 崖崩れ、土石流及び地滑り  
収容人数 2,715人

## 秋田市告示第196号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年6月10日

秋田市長 穂積 志

### 1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
調剤薬局ツルハドラッグ 秋田手形店	秋田市手形字山崎92番地33	令和6年5月1日
通町いわま薬局	秋田市大町一丁目2番26号	令和6年4月1日
キャッスル調剤薬局	秋田市中通一丁目3番5号 キャッスルホテル2F	令和6年4月1日

### 2 廃止

事業所名称	廃止年月日
中央薬局勝平店	令和6年4月12日
矢野薬局	令和6年3月31日
調剤薬局エンゼル	令和6年3月31日

秋田市告示第197号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を辞退したので、同法第69条第1項第3号の規定により告示する。

令和6年6月10日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	辞退年月日
147	青山薬局秋田 駅トピコ店	秋田市中通七丁目 1番2号 ステーションビル トピコ2F	株式会社トップ オブビュー 代表取締役 加賀谷 誠	令和6年 5月17日

秋田市告示第198号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次表右欄に掲げるものについては、当該左欄に掲げる課所室に所属する出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任させたので、同項の規定により告示する。

令和6年6月12日

秋田市長 穂 積 志

課所室名	委任事務
大森山動物園	大森山動物園の入園料、図録頒布収入、餌やり体験収入および寄附金の収納に関する事務。入札保証金および契約保証金に関する事務

秋田市告示第199号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分した予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和6年6月12日

秋田市長 穂 積 志



専決第34号

専 決 処 分 書

令和6年度秋田市一般会計補正予算（第1号）の件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和6年4月11日

秋田市長 穂 積 志



## 令和6年度秋田市一般会計補正予算（第1号）

令和6年度秋田市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144,069,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（市債の補正）

第2条 市債の追加は、「第2表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	23,473,713	52,800	23,526,513
	1 国庫負担金	19,993,297	52,800	20,046,097
23	市債	12,357,600	26,400	12,384,000
	1 市債	12,357,600	26,400	12,384,000
	歳入合計	143,990,000	79,200	144,069,200

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 災害復旧費		千円 8,305	千円 79,200	千円 87,505
	2 公共土木施設災害復旧費	1	79,200	79,201
歳 出 合 計		143,990,000	79,200	144,069,200

第2表 市債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
公共土木施設 災害復旧費	千円	千円 26,400	千円 26,400	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
計	12,357,600	26,400	12,384,000			

秋田市告示第200号

令和6年6月6日の「令和6年6月秋田市議会定例会」において議決を  
経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和6年6月12日

秋田市長 穂 積 志





## 令和6年度秋田市一般会計補正予算（第2号）

令和6年度秋田市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,008,772千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147,077,972千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	23,526,513	3,008,772	26,535,285
	2 国庫補助金	3,402,740	3,008,772	6,411,512
	歳入合計	144,069,200	3,008,772	147,077,972

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	15,055,403	2,487,707	17,543,110
	1 総務管理費	13,285,225	2,487,707	15,772,932
3	民生費	55,091,211	521,065	55,612,276
	1 社会福祉費	26,121,018	521,065	26,642,083
	歳 出 合 計	144,069,200	3,008,772	147,077,972

## 秋田市告示第201号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、廃止、休止および変更したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年6月12日

秋田市長 穂 積 志

### 1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
中通ケアプランセンター	秋田市中通五丁目9番22号	令和6年5月1日
通町いわま薬局	秋田市大町一丁目2番26号	令和6年4月1日
特定施設サービス付き高齢者向け住宅ひかり	秋田市桜一丁目9番13号	令和6年5月1日
介護支援センターあるく	秋田市保戸野千代田町13番1号 セレクトビル2階	令和6年5月1日
秋田けやき会居宅介護支援事業所	秋田市御所野下堤五丁目1番5号	令和6年5月15日

### 2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
みんなの薬局山王	秋田市山王中園町3番3号	令和6年4月30日

### 3 休止

事業所名称	所在地	休止年月日
介護老人保健施設かみの里	秋田市上北手百崎字二夕子沢1番地6	令和6年5月1日
訪問介護事業所晴ればれ	秋田市千秋北の丸4番16号	令和6年5月30日

### 4 変更

	事業所名称	所在地	変更年月日
旧	デイ・リハスポット ワンズライフ八橋	秋田市八橋本町三丁目13番17号 山王イノベーションビル101号	令和6年1月1日
新	デイ・リハスポット ワンズライフ中央	秋田市千秋矢留町10番12号	

秋田市告示第202号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年6月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別  
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第203号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、企画財政部市民税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年6月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
令和6年度軽自動車税（種別割）納税通知書

秋田市告示第204号

次の納税通知書は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年6月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
国民健康保険税納税通知書（課税年度令和6年 賦課年度令和5年）



秋田市告示第205号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の22第1項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の30の規定により告示する。

令和6年6月17日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
医療法人 正観会	御野場病院 介護支援セ ンター	秋田市御野場四 丁目3番4号	令和6年6月15日	介護予防 支援

秋田市告示第206号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年6月21日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の住所および氏名

住所 秋田市八橋イサノ二丁目4番27号 ドリマビュー I 105

氏名 畑 山 辰 治

2 送達する書類

納期限変更通知書 1通

秋田市告示第207号

令和3年5月19日付けの地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定に基づく秋田市告示第177号を次のとおり訂正する。

令和6年6月21日

秋田市長 穂 積 志

訂正内容

3 変更があった事項およびその内容の項中

「主たる事務所の所在地

変更前 秋田市山内字藤倉145番地1

変更後 秋田市山内字藤倉189番地1

代表者の氏名および住所 を

変更前 佐 藤 銀太郎

秋田市山内字藤倉188番地

変更後 佐 藤 義 彰

秋田市山内字藤倉189番地1」

「代表者の氏名および住所

変更前 佐 藤 銀太郎

秋田市山内字藤倉188番地 に訂正する。

変更後 佐 藤 義 彰

秋田市山内字藤倉189番地1」

秋田市告示第208号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等が次のとおり確認の辞退をしたので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和6年6月21日

秋田市長 穂 積 志

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称、特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所（以下「施設等」という。）の名称および所在地ならびに子ども・子育て支援施設等の種類
  - (1) 特定子ども・子育て支援提供者の名称  
秋田ヤクルト販売株式会社
  - (2) 施設等の名称  
秋田ヤクルト東通センター託児所
  - (3) 施設等の所在地  
秋田市東通観音前13番39号
  - (4) 子ども・子育て支援施設等の種類  
認可外保育施設
- 2 1に掲げる特定子ども・子育て支援施設等が確認の辞退をした年月日  
令和6年4月11日

秋田市告示第209号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、令和6年の特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

令和6年6月24日

秋田市長 穂 積 志

1 検査対象区域、期日、時間および場所

濁川・添川・仁別 山内・旭川	8月8日	木	午前10時から正午まで	東部市民サービスセンター
広面・柳田 下北手・太平			午後1時30分から午後3時30分まで	
大住・仁井田	8月9日	金	午前10時から正午まで	南部市民サービスセンター
御野場・御所野 四ツ小屋・上北手			午後1時30分から午後3時30分まで	
下浜	8月22日	木	午前10時から正午まで	西部市民サービスセンター
勝平・向浜			午後1時30分から午後3時30分まで	
新屋・浜田・豊岩	8月23日	金	午前10時から午後3時30分まで	
雄和	8月26日	月	午前10時から午後3時30分まで	雄和市民サービスセンター
公設地方卸売市場	8月27日	火	午前9時30分から午前11時30分まで	秋田市公設地方卸売市場
寺内	9月2日	月	午前10時から正午まで	北部市民サービスセンター
将軍野・土崎港（東）			午後1時30分から午後3時30分まで	
土崎港（西・南・北）	9月3日	火	午前10時から正午まで	北部市民サービスセンター
外旭川			午後1時30分から午後3時30分まで	
土崎港（中央・相染）	9月5日	木	午前10時から午後3時30分まで	
金足・下新城・上新城	9月6日	金	午前10時から正午まで	北部市民サービスセンター
飯島			午後1時30分から午後3時30分まで	
河辺	9月9日	月	午前10時から午後3時30分まで	河辺総合福祉交流センター

2 検査対象特定計量器は、非自動はかりおよび分銅とする。

- 3 計量器の所在の場所で行う検査の時期は、令和6年9月12日から同年11月29日までとする。
- 4 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条の規定により計量器の所在の場所で検査を受けようとする者は、受検希望期日を選定して申請することとする。
- 5 計量法第19条第1項の規定により定期検査を受けなければならない特定計量器は、計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項に定めるものとする。
- 6 特定計量器の定期検査を実施する指定定期検査機関は、一般社団法人秋田県計量協会とする。

秋田市告示第210号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和6年6月25日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：訪問看護

指定番号	医療機関の名称	所在地	開設者名	指定年月日
20	ハートケアクリニックおおまち	秋田市大町一丁目2番7号 サンパティオ大町A棟2階A号室	医療法人夢花会 理事長 菊池結花	令和6年 7月1日

秋田市告示第211号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、秋田市新屋ガラス工房作品の販売に係る収入金の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年6月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の名称および所在地  
秋田空港ターミナルビル株式会社  
秋田市雄和椿川字山籠49番地
- 2 委託した公金事務に係る歳入  
ガラス作品等売払収入
- 3 指定日および契約日  
令和6年6月24日



秋田市告示第212号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和6年6月28日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	指定年月日
275	みんなの薬局山王	秋田市山王中園町 3番3号	株式会社ミルキー ファーマシー 代表取締役 松 山 喜 範	令和6年 7月1日

秋田市教委告示第10号

令和6年6月27日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和6年6月25日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

### 秋市選管告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「合併特例法」という。）第4条第1項および第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、合併特例法第4条第11項および第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数、地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項、第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項、第86条第4項、合併特例法第5条第30項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項の規定により告示する。

令和6年6月3日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

1	50分の1の数	5,135人
2	6分の1の数	42,785人
3	3分の1の数	85,570人

秋市選管告示第4号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定に基づき、令和6年9月1日を基準日とする選挙人名簿の登録日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第1項の規定により告示する。

令和6年6月3日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

登録年月日 令和6年9月2日

秋田市農委告示第11号

令和6年6月14日午後2時秋田市役所6-A会議室に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和6年6月6日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 3 農用地利用集積計画（令和6年度第3号計画）に関する件
- 4 非農地証明申請に関する件

秋田市上下水道局告示第18号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき秋田市指定給水装置工事事業者の廃止の届出があったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第4号の規定により告示する。

令和6年6月13日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

事業者名	代表者	所在地	廃止年月日
有限会社八田工務店	八 田 義 雄	秋田市太平八田字 藤ノ崎171番地	令和6年5月31日

秋田市上下水道局告示第19号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき秋田市指定排水設備工事業者の廃止の届出があったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

令和6年6月13日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

業者名	代表者	所在地	廃止年月日
有限会社八田工務店	八 田 義 雄	秋田市太平八田字 藤ノ崎171番地	令和6年5月31日

秋田市上下水道局告示第20号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき秋田市指定給水装置工事事業者の廃止の届出があったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第4号の規定により告示する。

令和6年6月20日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

事業者名	代表者	所在地	廃止年月日
純設備工業	武 石 純 悦	秋田市新屋田尻沢 中町6番27号	令和6年6月13日



秋田市上下水道局告示第21号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき秋田市指定排水設備工事業者の廃止の届出があったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

令和6年6月20日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

業者名	代表者	所在地	廃止年月日
純設備工業	武 石 純 悦	秋田市新屋田尻沢 中町6番27号	令和6年6月13日

秋田市上下水道局告示第22号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

令和6年6月20日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

事業者名	代表者	所在地	指定年月日
純設備工業株式会社	武 石 純 悦	秋田市新屋朝日町 12番25号	令和6年6月14日

秋田市上下水道局告示第23号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の3の規定に基づき秋田市指定排水設備工事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

令和6年6月20日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

業者名	代表者	所在地	指定年月日
純設備工業株式会社	武 石 純 悦	秋田市新屋朝日町 12番25号	令和6年6月14日

## 秋田市公告

秋田市が設置している自転車等駐車場内に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

令和6年6月5日

秋田市長 穂 積 志

### 1 撤去し、保管した自転車等

#### (1) 放置されていた場所および台数（93台）

- ア 追分駅東自転車等駐車場 13台
- イ 土崎駅前自転車等駐車場 18台
- ウ 土崎図書館前自転車等駐車場 9台
- エ 土崎駅東西歩道橋下自転車等駐車場 11台
- オ 新屋駅前自転車等駐車場 16台
- カ 牛島駅西自転車等駐車場 1台
- キ 牛島駅東自転車等駐車場 5台
- ク 四ツ小屋駅前自転車等駐車場 3台
- ケ 四ツ小屋駅東自転車等駐車場 3台
- コ 泉駅前広場第一自転車等駐車場 5台
- サ 外旭川駅前広場第一自転車等駐車場 1台
- シ 秋田駅東自転車等駐車場 8台

#### (2) 撤去し、保管した年月日

令和6年5月28日

#### (3) 防犯登録番号等

別紙（省略）のとおり

#### (4) 返還を行う時間および場所

- ア 時間 午前9時から午後5時まで
- イ 場所 秋田市が指定する各自転車等駐車場

(5) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和6年6月5日から同年12月5日まで（ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 自転車等の処分

この公告に係る自転車等で、公告後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについては、本市で処分する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

## 秋田市公告

市有地の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和6年6月5日

秋田市長 穂 積 志

### 1 売払物件の表示

物件番号	所在地	地目	面積	最低入札価格
1	秋田市御所野地蔵田二丁目6番10	雑種地	252.35㎡	9,312,000円

### 2 入札参加者の資格

次のいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ならびに同条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者およびこれらの者と密接な関係を有する者
- (3) 次のいずれかに該当する者で当該年度にその事案があった者およびその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者
  - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利得を得るために連合した者
  - イ 落札者が契約を締結することを又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

### 3 入札の場所および日時

- (1) 場所 秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市役所5階 会議室5-A
- (2) 入札 令和6年7月5日（金）午前10時

(入札申込受付は午前9時から午前9時50分まで)

(3) 開札 入札締切後直ちに開札

4 入札心得および契約条項を示す場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市総務部財産管理活用課

5 入札保証金

(1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。

(2) 入札保証金は、還付又は契約保証金（契約金額の100分の10以上）の納付に充当することができる。

(3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

(4) 落札者以外の入札参加者の入札保証金は当日還付する。

6 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札

(3) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札

(4) 同一の入札について、2人以上の入札参加者の代理人となった者のした入札

(5) 同一の入札について、他の入札参加者の代理人となった者のした入札

(6) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

(7) 入札者の記名押印のない入札もしくは金額その他記載事項が脱落し、もしくは不明瞭で確認できない入札又は金額を訂正した入札

(8) 郵送による入札

(9) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に、売買契約書により契約を締結しなければならない。

8 契約保証金

(1) 契約者は、契約締結後、直ちに契約保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金を充当する場合は、充当額を差し引いた額を納付するものとする。

(2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。

#### 9 売買代金

契約者は、契約締結後30日以内に、売買代金を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

#### 10 現地説明会

現地説明会は実施しない（入札参加者は事前に確認すること。）。



## 秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和6年2月8日付け秋田市指令第944号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和6年6月6日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けたものの住所および氏名  
秋田市広面字蓮沼104番地1  
クリーンセラミックビル2階  
医療法人ももとせ  
理事長 佐 藤 直 大
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
秋田市広面字近藤堰越33番1 および34番1

秋田市公告

秋田市情報公開条例（平成9年秋田市条例第39号）第32条の規定に基づき、令和5年度の運用状況を次のとおり公表する。

令和6年6月7日

秋田市長 穂積 志

1 公文書開示請求処理状況

実施機関	開示 請求 件数	決定内容					取下げ	却下
		開示	部分 開示	不開示	不存在	存否応 答拒否		
市長	140	80	53	2	4	0	1	0
教育委員会	59	32	16	0	17	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
上下水道事業管理者	37	27	9	0	1	0	0	0
消防長	8	4	4	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人市立秋田総合病院	5	0	5	0	0	0	0	0
公立大学法人秋田公立美術大学	1	1	0	0	0	0	0	0
計	250	144	87	2	22	0	1	0

なお、1件の請求に対して2つの決定をした案件があったため、請求件数と処理件数が一致しない。

## 2 審査請求および実施機関による裁決の処理状況

- (1) 審査請求件数 3件
- (2) 実施機関による裁決の件数 0件

秋田市公告

秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年秋田市条例第32号）第10条の規定に基づき、令和5年度の運用状況を次のとおり公表する。

令和6年6月7日

秋田市長 穂積 志

1 保有個人情報開示請求処理状況

実施機関	開示 請求 件数	決定内容					取下げ	却下
		開示	部分 開示	不開示	不存在	存否応 答拒否		
市長	15	10	4	0	2	0	0	0
教育委員会	3	1	2	0	2	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審 査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
上下水道事業管 理者	1	0	1	0	0	0	0	0
消防長	0	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法 人市立秋田総合 病院	20	20	0	0	0	0	0	0
公立大学法人秋 田公立美術大学	1	1	0	0	0	0	0	0
計	40	32	7	0	4	0	0	0

なお、1件の請求に対して2つの決定をした案件があったため、請求件数と処理件数が一致しない。

2 訂正請求および利用停止請求の処理状況

(1) 訂正請求件数 0件

(2) 利用停止請求件数 0件

3 審査請求および実施機関による裁決の処理状況

(1) 審査請求件数 0件

(2) 実施機関による裁決の件数 1件

## 秋田市公告

市有地の売払いについて次のとおり建物解体条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和6年6月19日

秋田市長 穂 積 志

### 1 売払物件の表示

土地（建物解体条件付）

物件番号	所在地	地目	面積	最低入札価格
1	秋田市將軍野東一丁目7番2	宅地	145.19㎡	2,300,000円

解体撤去の対象となる建物

施設名称	構造	延床面積	建築年
旧將軍野児童館	木造2階建	168.48㎡ ※床面積は秋田市の財産台帳の面積	昭和49年

その他詳細については、別紙「売払物件調書」（省略）のとおり

### 2 入札参加者の資格

次のいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ならびに同条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者およびこれらの者と密接な関係を有する者
- (3) 次のいずれかに該当する者で当該年度にその事案があった者およびその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者
  - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利得を得るために連合した者
  - イ 落札者が契約を締結することを又は契約者が契約を履行すること

を妨げた者

ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

### 3 入札の場所および日時

(1) 場所 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市役所6階 会議室6-A

(2) 入札 令和6年8月2日(金) 午前10時

(入札申込受付は午前9時から午前9時50分まで)

(3) 開札 入札締切後直ちに開札

### 4 入札心得および契約条項を示す場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市総務部財産管理活用課

### 5 入札保証金

(1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。

(2) 入札保証金は、還付又は契約保証金(契約金額の100分の10以上)の納付に充当することができる。

(3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

(4) 落札者以外の入札参加者の入札保証金は当日還付する。

### 6 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札

(3) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札

(4) 同一の入札について、2人以上の入札参加者の代理人となった者のした入札

(5) 同一の入札について、他の入札参加者の代理人となった者のした入札

(6) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

(7) 入札者の記名押印のない入札もしくは金額その他記載事項が脱落し、もしくは不明瞭で確認できない入札又は金額を訂正した入札

(8) 郵送による入札

(9) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる  
入札

## 7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に、売買契約書により契約を締結しなければならない。

## 8 契約保証金

(1) 契約者は、契約締結後、直ちに契約保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金を充当する場合は、充当額を差し引いた額を納付するものとする。

(2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。

## 9 売買代金

契約者は、契約締結後14日以内に、売買代金を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

## 10 現地説明会

現地説明は希望者のみ実施する。希望する場合は、令和6年7月12日（金）まで、秋田市総務部財産管理活用課（電話018-888-5439）に問い合わせること。



## 秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和6年4月5日付け秋田市指令第3645号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和6年6月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名  
秋田市仁井田字新中島964番地  
有限会社武田架設工業  
代表取締役 武 田 潤
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
秋田市豊岩石田坂字九十田1番10の内および1番61の内

## 秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和6年5月21日付け秋田市指令第4384号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和6年6月24日

秋田市長 穂 積 志

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市雄和新波字本屋敷114番地3

工 藤 龍 司

秋田市雄和新波字本屋敷114番地3

工 藤 悠 太

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市仁井田字大野622番3

## 秋田市公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（令和6年度第3号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和6年6月25日

秋田市長 穂 積 志

### 1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

### 2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

### 3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。

## 秋田市公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第5項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和6年6月25日に認可したので、同条第7項の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和6年6月25日

秋田市長 穂 積 志

### 1 縦覧に供する書類

農用地利用集積等促進計画

### 2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

### 3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。

## 秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和6年6月26日

秋田市長 穂 積 志

### 1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および代表者の氏名ならびに住  
所

名 称 みずほ信託銀行株式会社

代表取締役 笹 田 賢 一

住 所 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

名 称 イオン秋田中央店

所在地 秋田県秋田市檜山川口境62番7 外7筆

(3) 変更した事項

ア 建物設置者の代表者氏名

変更前 みずほ信託銀行株式会社

代表取締役 梅 田 圭

変更後 みずほ信託銀行株式会社

代表取締役 笹 田 賢 一

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

変更の内容については縦覧に供する関係書類のとおり

(4) 変更年月日

ア 令和6年4月1日

イ 令和6年5月13日

(5) 変更理由

ア 建物設置者の代表者氏名に変更が生じたため

イ 小売業者の入替により変更が生じたため

2 届出年月日

令和6年6月13日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

令和6年6月26日から同年10月26日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名および住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

## 秋田市公告

財政報告書の作成および公表に関する条例（平成7年秋田市条例第48号）第2条第1項の規定により財政報告書の公表を行うので、同条例第4条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和6年6月28日

秋田市長 穂 積 志





# 秋田市の財政

令和6年6月

## 目 次

---

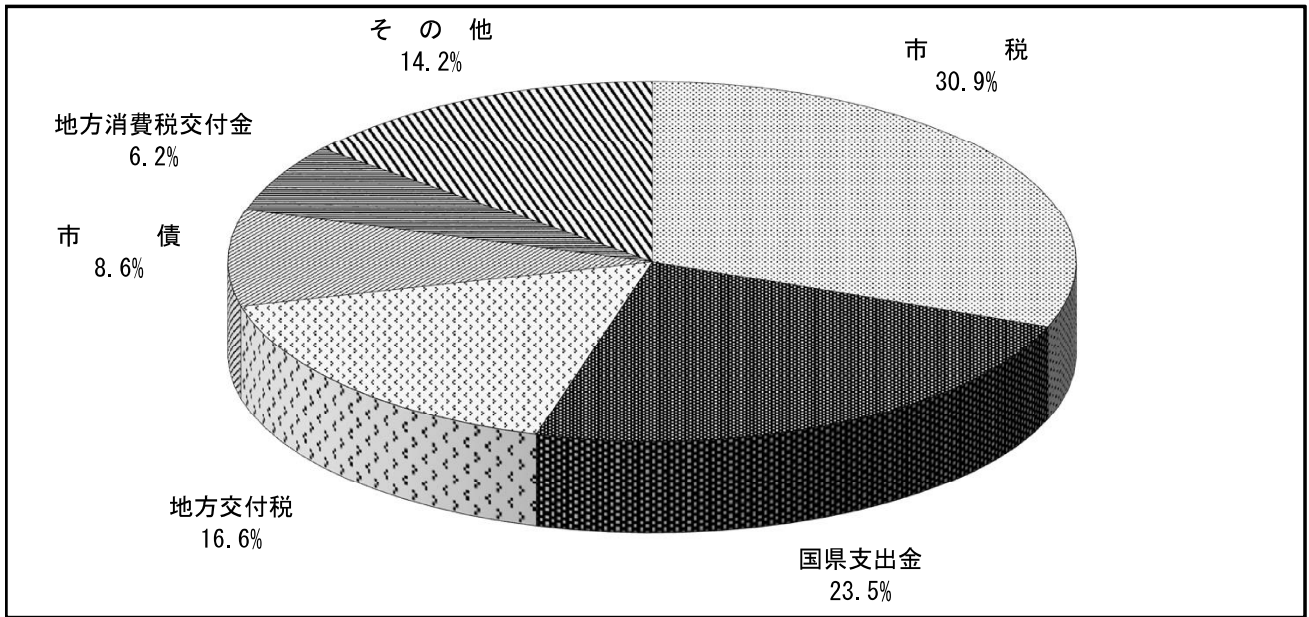
<b>I 令和6年度当初予算の状況</b> .....	1
1 歳入・歳出予算の状況 .....	2
(1) 一般会計 .....	2
(2) 特別会計 .....	5
2 住民負担の状況 .....	5
3 公営事業の概況 .....	6
<b>II 令和5年度下半期の執行状況</b> .....	19
1 収入および支出の概況 .....	20
(1) 一般会計 .....	20
(2) 特別会計 .....	21
2 一時借入金の現在高（一般会計、特別会計） .....	21
3 財産の状況 .....	22
4 地方債現在高の状況（見込） .....	23
5 公営事業の経理の概況 .....	24
(1) 秋田市水道事業の経理の状況 .....	24
(2) 秋田市下水道事業の経理の状況 .....	26
(3) 秋田市農業集落排水事業の経理の状況 .....	28

# I 令和6年度当初予算の状況

# 1 歳入・歳出予算の状況

## (1) 一般会計

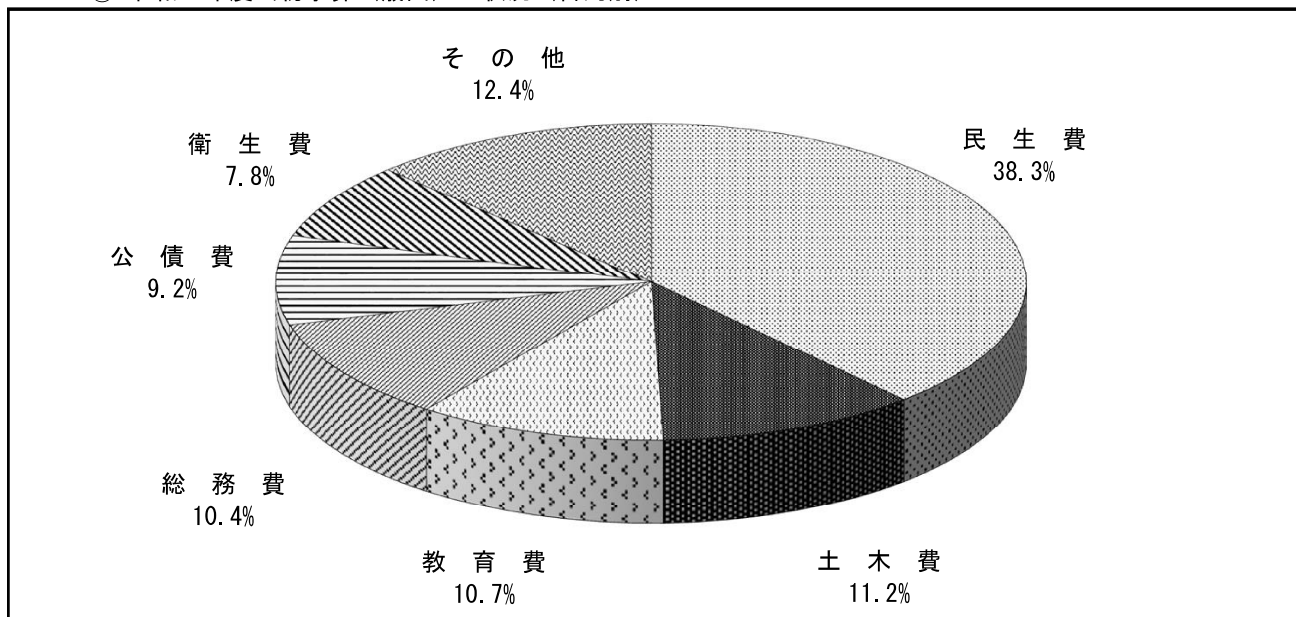
### ① 令和6年度当初予算（歳入）の状況



(単位：千円、%)

区分	6年度		5年度		比較増減 (A)-(B)	増減率
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比		
市税	44,444,513	30.9	43,820,020	31.1	624,493	1.4
地方譲与税	1,197,507	0.8	1,092,075	0.8	105,432	9.7
利子割交付金	10,036	0.0	12,755	0.0	△2,719	△21.3
配当割交付金	141,861	0.1	141,861	0.1	0	0.0
株式等譲渡所得割交付金	160,374	0.1	160,374	0.1	0	0.0
法人事業税交付金	618,015	0.4	583,965	0.4	34,050	5.8
地方消費税交付金	8,935,032	6.2	8,998,019	6.4	△62,987	△0.7
ゴルフ場利用税交付金	53,394	0.0	56,162	0.0	△2,768	△4.9
環境性能割交付金	61,463	0.1	53,958	0.0	7,505	13.9
国有提供施設等所在市助成交付金	2,911	0.0	3,009	0.0	△98	△3.3
地方特例交付金	1,584,960	1.1	331,375	0.2	1,253,585	378.3
地方交付税 〔うち普通交付税〕 〔特別交付税〕	23,972,000 〔22,472,000〕 〔1,500,000〕	16.6	21,767,000 〔20,267,000〕 〔1,500,000〕	15.4	2,205,000	10.1
交通安全対策特別交付金	61,000	0.1	63,000	0.1	△2,000	△3.2
分担金及び負担金	421,632	0.3	447,021	0.3	△25,389	△5.7
使用料及び手数料	2,285,452	1.6	2,230,744	1.6	54,708	2.5
国庫支出金	23,473,713	16.3	23,487,714	16.7	△14,001	△0.1
県支出金	10,366,755	7.2	10,346,158	7.3	20,597	0.2
財産収入	185,562	0.1	188,179	0.1	△2,617	△1.4
寄附金	474,913	0.3	602,895	0.4	△127,982	△21.2
繰入金	4,339,007	3.0	4,358,676	3.1	△19,669	△0.5
繰越金	700,000	0.5	700,000	0.5	0	0.0
諸収入	8,142,300	5.7	8,286,140	5.9	△143,840	△1.7
市債	12,357,600	8.6	13,338,900	9.5	△981,300	△7.4
合計	143,990,000	100.0	141,070,000	100.0	2,920,000	2.1

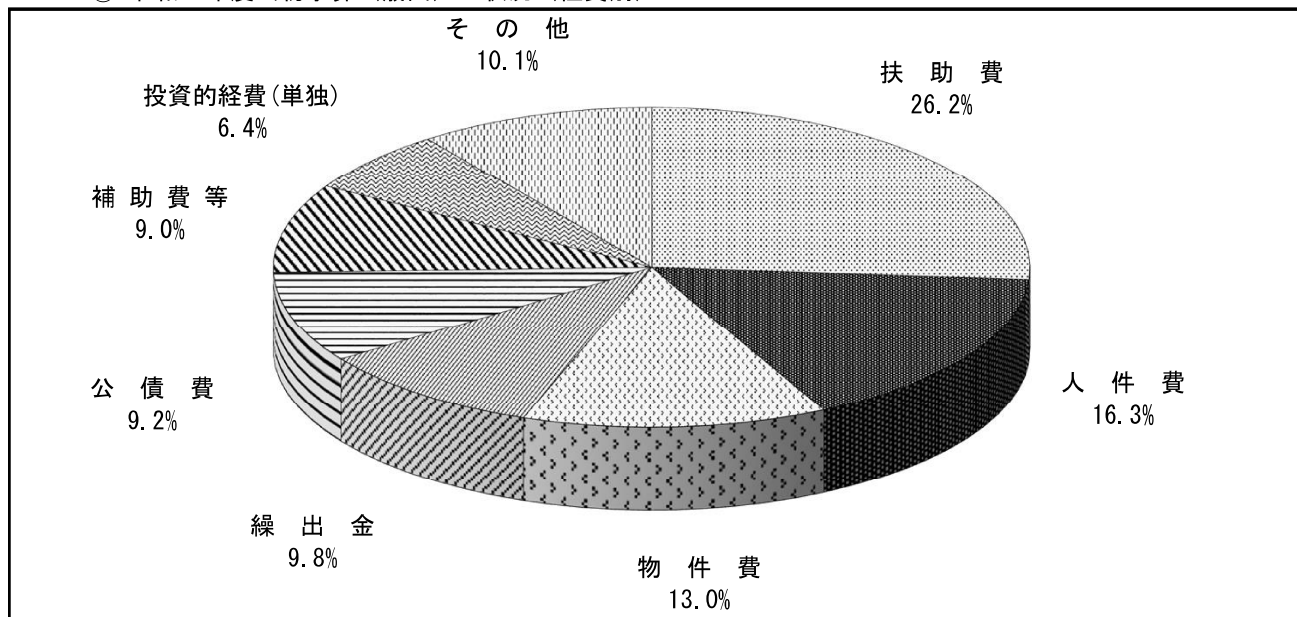
② 令和6年度当初予算（歳出）の状況（目的別）



(単位：千円、%)

区分	6年度		5年度		比較増減 (A)-(B)	増減率
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比		
議会費	660,274	0.5	665,151	0.5	△4,877	△0.7
総務費	15,055,403	10.4	13,706,726	9.7	1,348,677	9.8
民生費	55,091,211	38.3	53,847,311	38.2	1,243,900	2.3
衛生費	11,185,687	7.8	12,206,006	8.7	△1,020,319	△8.4
労働費	579,599	0.4	607,676	0.4	△28,077	△4.6
農林水産業費	2,634,092	1.8	2,938,914	2.1	△304,822	△10.4
商工費	9,246,490	6.4	9,076,525	6.4	169,965	1.9
土木費	16,115,568	11.2	16,273,926	11.5	△158,358	△1.0
消防費	4,622,876	3.2	4,436,395	3.1	186,481	4.2
教育費	15,402,936	10.7	14,193,262	10.1	1,209,674	8.5
災害復旧費	8,305	0.0	5	0.0	8,300	殆増
公債費	13,287,558	9.2	13,018,102	9.2	269,456	2.1
諸支出金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
予備費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	0.0
合計	143,990,000	100.0	141,070,000	100.0	2,920,000	2.1

③ 令和6年度当初予算（歳出）の状況（性質別）



(単位：千円、%)

区分	6年度		5年度		比較増減 (A)-(B)	増減率
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比		
人件費	23,478,932	16.3	22,091,965	15.7	1,386,967	6.3
物件費	18,660,323	13.0	17,671,693	12.5	988,630	5.6
維持補修費	1,727,874	1.2	1,815,374	1.3	△87,500	△4.8
扶助費	37,640,183	26.2	36,854,674	26.1	785,509	2.1
補助費等	12,972,116	9.0	12,399,227	8.8	572,889	4.6
消費的経費計	94,479,428	65.7	90,832,933	64.4	3,646,495	4.0
補助事業	3,807,009	2.6	4,017,263	2.8	△210,254	△5.2
単独事業	9,146,907	6.4	10,954,179	7.8	△1,807,272	△16.5
県営事業負担金	319,043	0.2	287,905	0.2	31,138	10.8
災害復旧事業	8,305	0.0	5	0.0	8,300	殆増
投資的経費計	13,281,264	9.2	15,259,352	10.8	△1,978,088	△13.0
公債費	13,287,558	9.2	13,018,102	9.2	269,456	2.1
積立金	237,220	0.2	238,816	0.2	△1,596	△0.7
投資及び出資金	1,752,338	1.2	1,030,175	0.7	722,163	70.1
貸付金	6,775,695	4.7	6,855,295	4.9	△79,600	△1.2
繰入金	14,176,497	9.8	13,835,327	9.8	341,170	2.5
合計	143,990,000	100.0	141,070,000	100.0	2,920,000	2.1

## (2) 特別会計

(単位：千円、%)

区 分	6年度 当初予算(A)	5年度 当初予算(B)	比較増減 (A)-(B)	増減率
土地区画整理会計	2,221,474	1,898,234	323,240	17.0
市有林会計	241,239	255,400	△14,161	△5.5
市営墓地会計	89,556	192,146	△102,590	△53.4
中央卸売市場会計	-	91,152	△91,152	皆減
公設地方卸売市場会計	605,810	461,791	144,019	31.2
大森山動物園会計	528,433	484,540	43,893	9.1
廃棄物発電会計	347,999	300,887	47,112	15.7
病院事業債管理会計	2,117,432	1,465,854	651,578	44.5
学校給食費会計	1,444,853	1,326,754	118,099	8.9
国民健康保険事業会計	29,733,584	30,620,240	△886,656	△2.9
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	62,493	66,919	△4,426	△6.6
介護保険事業会計	31,812,124	31,314,259	497,865	1.6
後期高齢者医療事業会計	4,610,788	4,266,384	344,404	8.1
合 計	73,815,785	72,744,560	1,071,225	1.5

## 2 住民負担の状況

令和6年度当初予算における住民負担の状況

(単位：円、%)

区 分	6 年 度		5 年 度		比 較 増 減 (A)-(B)
	一人当たり 負 担 額(A)	構 成 比	一人当たり 負 担 額(B)	構 成 比	
市 民 税	67,125	44.6	66,043	45.0	1,082
個 人	53,628	35.6	53,448	36.4	180
法 人	13,497	9.0	12,595	8.6	902
固 定 資 産 税	67,350	44.7	65,096	44.4	2,254
固 定 資 産 税	66,664	44.3	64,414	43.9	2,250
国 有 資 産 等 所 在 市 交 付 金	686	0.4	682	0.5	4
軽 自 動 車 税	3,226	2.1	3,094	2.1	132
環 境 性 能 割	272	0.2	281	0.2	△9
種 別 割	2,954	1.9	2,813	1.9	141
市 た ば こ 税	7,617	5.1	7,322	5.0	295
鉱 産 税	15	0.0	12	0.0	3
入 湯 税	158	0.1	150	0.1	8
事 業 所 税	5,135	3.4	5,041	3.4	94
合 計	150,626	100.0	146,758	100.0	3,868

### 3 公営事業の概況

#### 令和6年度秋田市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度秋田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	150,162戸
(2) 年 間 総 配 水 量	32,991,243m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 配 水 量	90,387m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
(i) 配 水 管 整 備	
配 水 管 布 設	1,410m
配 水 管 布 設 替 等	18,790m
配 水 幹 線 整 備	370m
(ii) 施 設 改 良	
仁 井 田 浄 水 場 等 整 備	一式
豊 岩 浄 水 場 沈 澱 池 傾 斜 板 更 新	一式
松 湊 浄 水 場 動 力 計 装 盤 等 更 新	一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水 道 事 業 収 益	7,651,183千円
第1項 営 業 収 益	6,919,392千円
第2項 営 業 外 収 益	731,789千円
第3項 特 別 利 益	2千円



		支	出
第1款	水道事業費用		7,360,251千円
	第1項	営業費用	7,011,800千円
	第2項	営業外費用	345,551千円
	第3項	特別損失	1,100千円
	第4項	予備費	1,800千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,949,057千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額251,844千円、建設改良積立金628,580千円及び過年度分損益勘定留保資金3,068,633千円で補てんするものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		7,891,161千円
	第1項	企業債	6,631,900千円
	第2項	出資金	744,470千円
	第3項	補助金	68,320千円
	第4項	固定資産売却代金	1千円
	第5項	負担金及び寄附金	446,470千円
		支	出
第1款	資本的支出		11,840,218千円
	第1項	建設改良費	10,378,944千円
	第2項	企業債償還金	1,461,274千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1	資本的支出	1	570,000千円	令和6年度	150,000千円
	建設改良費	豊岩幹線配水整備工事		令和7年度	190,000千円
				令和8年度	230,000千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
老朽給水管解消に 係る資金融資 あっせん利子補給	令和6年度から11年度まで	839千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費
限 度 額	6,631,900千円
起債の方法	証書借入
利 率	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,000,822千円

(2) 交際費 50千円

(他会計からの補助金)

第11条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、14,540千円である。

(利益剰余金の処分)

第12条 当年度未処分利益剰余金のうち24,582千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 利益積立金 24,582千円

(たな卸資産購入限度額)

第13条 たな卸資産の購入限度額は、160,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第14条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
1 取得する資産		
車両運搬具	給水車	1台
工具、器具及び備品	液体クロマトグラフ 質量分析計	一式

## 令和6年度秋田市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度秋田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	126,871戸
(2) 年間総処理水量	34,972,148m <sup>3</sup>
(3) 一日平均処理水量	95,814m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
(イ) 管渠建設	
管渠布設	2,170m
管渠改築等	6,650m
マンホールポンプ施設整備	13施設
(ロ) ポンプ場建設	
古川雨水排水ポンプ場整備	一式
川口汚水中継ポンプ場汚水ポンプ設備更新	一式
土崎汚水中継ポンプ場沈砂池設備更新	一式
汚水中継ポンプ場監視制御設備更新	一式
広面汚水中継ポンプ場災害復旧	一式
(ハ) 処理場建設	
仁別浄化センターNo.1最終沈澱池	
汚泥搔寄機減速機更新	一式
(ニ) 特定環境保全公共下水道	
管渠布設	2,240m
管渠移設	180m
マンホールポンプ施設整備	5施設

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	下水道事業収益		10,679,731千円
	第1項 営業収益		7,362,316千円
	第2項 営業外収益		3,317,413千円
	第3項 特別利益		2千円
		支	出
第1款	下水道事業費用		10,537,340千円
	第1項 営業費用		9,876,739千円
	第2項 営業外費用		656,550千円
	第3項 特別損失		1,501千円
	第4項 予備費		2,550千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額4,286,489千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額132,899千円、減債積立金48,042千円、過年度分損益勘定留保資金1,990,679千円及び当年度分損益勘定留保資金2,114,869千円で補てんするものとする。)

		収	入
第1款	資本的收入		9,618,476千円
	第1項 企業債		5,544,100千円
	第2項 出資金		894,488千円
	第3項 補助金		3,130,327千円
	第4項 負担金		49,560千円
	第5項 固定資産売却代金		1千円
		支	出
第1款	資本的支出		13,904,965千円
	第1項 建設改良費		8,732,011千円
	第2項 企業債償還金		5,172,954千円

( 継 続 費 )

第 5 条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款 項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
1 資 本 的 支 出	1 建 設 改 良 費 汚 水 中 継 ポ ン プ 場 監 視 制 御 設 備 更 新 事 業	430,000千円	令和 6 年度	10,000千円
			令和 7 年度	230,000千円
			令和 8 年度	190,000千円

( 債 務 負 担 行 為 )

第 6 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下 水 道 管 路 維 持 管 理 包 括 業 務 委 託	令和 6 年度から 8 年度まで	678,594千円
水 洗 便 所 改 造 資 金 利 子 補 給	令和 6 年度から 12 年度まで	1,026千円
水 洗 便 所 改 造 資 金 損 失 補 償	令和 6 年度から 12 年度まで	1,750千円

( 企 業 債 )

第 7 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費及び企業債償還金
限 度 額	5,544,100千円
起債の方法	証書借入
利 率	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

( 一 時 借 入 金 )

第 8 条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 589,069千円

(他会計からの補助金)

第11条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,239,993千円である。

(利益剰余金の処分)

第12条 当年度未処分利益剰余金のうち9,492千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減 債 積 立 金 9,492千円

令和6年度秋田市農業集落排水事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度秋田市農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

	(農業集落排水)	(個別排水処理)	( 計 )
(1) 排水戸数	1,481戸	230戸	1,711戸
(2) 年間総処理水量	489,898m <sup>3</sup>	49,541m <sup>3</sup>	539,439m <sup>3</sup>
(3) 一日平均処理水量	1,342m <sup>3</sup>	136m <sup>3</sup>	1,478m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業			
(イ) 農業集落排水建設改良			
マンホールポンプ施設等整備			6施設
管渠移設等			310m
(ロ) 個別排水処理施設建設			
浄化槽設置			5基

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	農業集落排水事業収益	442,982千円
	第1項 営業収益	50,541千円
	第2項 営業外収益	392,440千円
	第3項 特別利益	1千円
第2款	個別排水処理事業収益	35,488千円
	第1項 営業収益	8,206千円
	第2項 営業外収益	27,280千円
	第3項 特別利益	2千円



支 出

第 1 款	農業集落排水事業費用	441,513千円
	第 1 項 営 業 費 用	422,607千円
	第 2 項 営 業 外 費 用	18,356千円
	第 3 項 特 別 損 失	50千円
	第 4 項 予 備 費	500千円
第 2 款	個別排水処理事業費用	36,420千円
	第 1 項 営 業 費 用	34,769千円
	第 2 項 営 業 外 費 用	1,549千円
	第 3 項 特 別 損 失	2千円
	第 4 項 予 備 費	100千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額126,865千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額537千円及び過年度分損益勘定留保資金126,328千円で補てんするものとする。）。

収 入

第 1 款	農業集落排水事業資本的収入	143,214千円
	第 1 項 企 業 債	49,900千円
	第 2 項 出 資 金	52,024千円
	第 3 項 負 担 金	40,000千円
	第 4 項 基 金 繰 入 金	1,290千円
第 2 款	個別排水処理事業資本的収入	19,473千円
	第 1 項 企 業 債	6,200千円
	第 2 項 出 資 金	11,346千円
	第 3 項 補 助 金	1,442千円
	第 4 項 負 担 金	485千円

支 出

第 1 款	農業集落排水事業資本的支出	262,275千円
	第 1 項 建設改良費	113,833千円
	第 2 項 企業債償還金	148,441千円
	第 3 項 投 資	1千円
第 2 款	個別排水処理事業資本的支出	27,277千円
	第 1 項 建設改良費	17,749千円
	第 2 項 企業債償還金	9,528千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道管路維持管理 包括業務委託	令和 6 年度から 8 年度まで	18,657千円
水洗便所改造 資金補給 (農業集落排水)	令和 6 年度から 12 年度まで	124千円
水洗便所改造 資金損失補償 (農業集落排水)	令和 6 年度から 12 年度まで	210千円
水洗便所改造 資金補給 (個別排水処理)	令和 6 年度から 12 年度まで	206千円
水洗便所改造 資金損失補償 (個別排水処理)	令和 6 年度から 12 年度まで	350千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費
限度額	56,100千円
起債の方法	証書借入
利率	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる)

場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

償還の方法 政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款農業集落排水事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 37,987千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、296,866千円である。



## Ⅱ 令和5年度下半期の執行状況

# 1 収入および支出の概況

## (1) 一般会計

### ① 歳入の状況

(令和6年3月31日現在) (単位: 千円、%)

区 分	予算現額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収入率 (D)/(A)
市 税	43,420,222	23,197,335	17,788,763	40,986,098	94.4
地 方 譲 与 税	1,108,391	346,915	749,632	1,096,547	98.9
利 子 割 交 付 金	10,036	6,307	4,262	10,569	105.3
配 当 割 交 付 金	103,959	22,160	94,311	116,471	112.0
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	160,374	-	156,464	156,464	97.6
法 人 事 業 税 交 付 金	581,756	301,378	289,833	591,211	101.6
地 方 消 費 税 交 付 金	8,998,019	4,573,223	3,599,553	8,172,776	90.8
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	53,394	17,610	35,012	52,622	98.6
環 境 性 能 割 交 付 金	61,463	20,144	41,932	62,076	101.0
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	3,009	-	2,911	2,911	96.7
地 方 特 例 交 付 金	345,345	313,376	32,481	345,857	100.1
地 方 交 付 税	24,070,072	15,454,894	9,443,987	24,898,881	103.4
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	63,000	27,090	24,781	51,871	82.3
分 担 金 及 び 負 担 金	459,764	122,023	185,029	307,052	66.8
使 用 料 及 び 手 数 料	2,249,583	1,034,259	936,301	1,970,560	87.6
国 庫 支 出 金	36,479,916	7,438,488	22,462,397	29,900,885	82.0
県 支 出 金	13,162,809	1,678,276	5,502,566	7,180,842	54.6
財 産 収 入	237,160	162,590	74,438	237,028	99.9
寄 附 金	757,483	202,438	319,326	521,764	68.9
繰 入 金	7,050,867	-	5,799,598	5,799,598	82.3
繰 越 金	2,223,592	2,223,592	-	2,223,592	100.0
諸 収 入	8,369,549	345,105	7,211,474	7,556,579	90.3
市 債	19,892,600	-	3,100,400	3,100,400	15.6
合 計	169,862,363	57,487,203	77,855,451	135,342,654	79.7

※前年度からの繰越分を含む。

### ② 歳出の状況

(令和6年3月31日現在) (単位: 千円、%)

区 分	予算現額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支出率 (D)/(A)
議 会 費	662,297	362,440	290,877	653,317	98.6
総 務 費	16,146,610	6,143,980	8,002,681	14,146,661	87.6
民 生 費	63,418,623	21,283,326	31,514,777	52,798,103	83.3
衛 生 費	17,575,845	4,771,269	5,537,574	10,308,843	58.7
労 働 費	603,294	363,654	202,252	565,906	93.8
農 林 水 産 業 費	4,282,071	867,937	2,138,651	3,006,588	70.2
商 工 費	9,479,502	7,115,784	1,104,137	8,219,921	86.7
土 木 費	20,790,797	5,985,492	6,645,552	12,631,044	60.8
消 防 費	4,445,445	2,096,505	2,027,543	4,124,048	92.8
教 育 費	16,800,964	6,363,461	6,301,364	12,664,825	75.4
災 害 復 旧 費	2,711,540	149,446	824,141	973,587	35.9
公 債 費	12,912,378	5,989,427	6,546,498	12,535,925	97.1
諸 支 出 金	1	-	-	-	0.0
予 備 費	32,996	-	-	-	0.0
合 計	169,862,363	61,492,721	71,136,047	132,628,768	78.1

※前年度からの繰越分を含む。

## (2) 特別会計

### ① 歳入の状況

(令和6年3月31日現在) (単位:千円、%)

区 分	予算現額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収入率 (D)/(A)
土地区画整理会計	3,144,628	303,214	1,556,290	1,859,504	59.1
市有林会計	263,339	16,068	53,283	69,351	26.3
市営墓地会計	170,843	54,925	117,825	172,750	101.1
中央卸売市場会計	95,867	13,090	28,446	41,536	43.3
公設地方卸売市場会計	502,956	126,660	185,586	312,246	62.1
大森山動物園会計	513,593	67,602	218,286	285,888	55.7
廃棄物発電会計	495,434	269,713	174,099	443,812	89.6
病院事業債管理会計	1,633,154	218,319	967,581	1,185,900	72.6
学校給食費会計	1,424,757	374,805	699,200	1,074,005	75.4
国民健康保険事業会計	30,603,098	12,752,237	16,238,742	28,990,979	94.7
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	66,919	65,181	12,668	77,849	116.3
介護保険事業会計	32,365,902	14,852,453	13,699,918	28,552,371	88.2
後期高齢者医療事業会計	4,288,843	1,560,130	2,713,242	4,273,372	99.6
合 計	75,569,333	30,674,397	36,665,166	67,339,563	89.1

※前年度からの繰越分を含む。

### ② 歳出の状況

(令和6年3月31日現在) (単位:千円、%)

区 分	予算現額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支出率 (D)/(A)
土地区画整理会計	3,144,628	625,834	1,548,459	2,174,293	69.1
市有林会計	263,339	150,007	61,223	211,230	80.2
市営墓地会計	170,843	62,800	90,919	153,719	90.0
中央卸売市場会計	95,867	46,511	37,495	84,006	87.6
公設地方卸売市場会計	502,956	205,840	178,531	384,371	76.4
大森山動物園会計	513,593	218,162	237,211	455,373	88.7
廃棄物発電会計	495,434	14,294	452,759	467,053	94.3
病院事業債管理会計	1,633,154	218,319	967,581	1,185,900	72.6
学校給食費会計	1,424,757	659,238	756,474	1,415,712	99.4
国民健康保険事業会計	30,603,098	11,528,383	16,643,162	28,171,545	92.1
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	66,919	32,680	4,580	37,260	55.7
介護保険事業会計	32,365,902	13,064,469	16,157,073	29,221,542	90.3
後期高齢者医療事業会計	4,288,843	1,447,665	2,325,430	3,773,095	88.0
合 計	75,569,333	28,274,202	39,460,897	67,735,099	89.6

※前年度からの繰越分を含む。

## 2 一時借入金の現在高 (一般会計、特別会計)

令和6年3月31日現在、一時借入金の現在高 なし

### 3 財産の状況

(令和6年3月31日現在)

#### 土地及び建物

(単位：㎡)

(単位：㎡)

区 分	土 地			建 物		
	4年度末現在高	5年度中増減高	5年度末現在高	4年度末現在高	5年度中増減高	5年度末現在高
行政財産	10,767,474.75	27,607.42	10,795,082.17	1,108,357.44	△17,975.61	1,090,381.83
普通財産	32,142,128.27	78,347.33	32,220,475.60	20,323.98	17,942.20	38,266.18
合 計	42,909,603.02	105,954.75	43,015,557.77	1,128,681.42	△33.41	1,128,648.01

#### 山 林

(単位：㎡)

(単位：㎡)

土地の 権利区分	面 積			立木の推定蓄積量		
	4年度末現在高	5年度中増減高	5年度末現在高	4年度末現在高	5年度中増減高	5年度末現在高
所 有	10,186,725.03	-	10,186,725.03	772,530.00	29,783.00	802,313.00
分 収	7,001,850.00	-	7,001,850.00	37,102.00	762.00	37,864.00
合 計	17,188,575.03	-	17,188,575.03	809,632.00	30,545.00	840,177.00

#### 物 権

(単位：㎡)

区 分	4年度末現在高	5年度中増減高	5年度末現在高
地 上 権	80,247.61	-	80,247.61

#### 無体財産権

(単位：件)

区 分	4年度末現在高	5年度中増減高	5年度末現在高
商 標 権	9	-	9

#### 有価証券

(単位：千円)

区 分	4年度末現在高	5年度中増減高	5年度末現在高
株 券	364,474	-	364,474

#### 出資による権利

(単位：千円)

区 分	4年度末現在高	5年度中増減高	5年度末現在高
出 資 証 券	8,371,120	△ 5,000	8,366,120
出 捐 金 証 書	986,797	△ 387	986,410



#### 4 地方債現在高の状況（見込）

（単位：千円）

会 計	4年度末現在高	5年度中増減額見込		5年度末現在高見込
		市債借入額	元金償還額	
一 般 会 計	144,005,782	13,121,600	12,316,575	144,810,807
市 有 林 会 計	1,074,556	-	102,198	972,358
中 央 卸 売 市 場 会 計	30,570	-	1,872	28,698
公 設 地 方 卸 売 市 場 会 計	456,805	-	54,533	402,272
大 森 山 動 物 園 会 計	445,413	-	12,337	433,076
病 院 事 業 債 管 理 会 計	21,962,807	752,600	256,460	22,458,947
合 計	167,975,933	13,874,200	12,743,975	169,106,158

## 5 公営事業の経理の概況

### (1) 秋田市水道事業の経理の状況

#### ① 予算の執行状況

##### ア 収益的収支

##### ・収入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期収入額 (B)	下期収入額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
水道事業収益	7,637,421	3,407,998	4,199,370	7,607,368	99.6
営業収益	6,976,987	3,364,975	3,546,932	6,911,907	99.1
営業外収益	660,432	43,023	652,401	695,424	105.3
特別利益	2	-	37	37	殆増

##### ・支出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期支出額 (B)	下期支出額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
水道事業費用	7,080,679	1,524,543	5,036,435	6,560,978	92.7
営業費用	6,771,762	1,395,213	4,912,117	6,307,330	93.1
営業外費用	305,940	129,041	124,316	253,357	82.8
特別損失	1,177	289	2	291	24.7
予備費	1,800	-	-	-	0.0

※前年度からの繰越分を含む。

##### イ 資本的収支

##### ・収入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期収入額 (B)	下期収入額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
資本的収入	4,603,528	437,905	2,413,195	2,851,100	61.9
企業債	3,617,200	-	2,324,000	2,324,000	64.2
出資金	70,766	70,735	31	70,766	100.0
補助金	443,366	167,366	△93,649	73,717	16.6
固定資産売却代金	396	396	-	396	100.0
負担金及び寄附金	471,800	199,408	182,813	382,221	81.0

※前年度からの繰越分を含む。

##### ・支出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期支出額 (B)	下期支出額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
資本的支出	9,175,911	1,287,923	5,180,274	6,468,197	70.5
建設改良費	7,714,229	561,463	4,445,053	5,006,516	64.9
企業債償還金	1,458,946	726,460	732,485	1,458,945	99.9
国庫補助金返還金	2,736	-	2,736	2,736	100.0

※前年度からの繰越分を含む。

② 秋田市水道事業会計試算表（令和6年3月31日現在）

（単位：円）

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	（ 固 定 資 産 ）	
61,788,513,701	有 形 固 定 資 産	
1,571,042,159	無 形 固 定 資 産	
4,800,000	投 資 そ の 他 資 産	
	（ 流 動 資 産 ）	
13,563,558,180	現 金 ・ 預 金	
977,351,919	未 収 金	
71,854,917	貯 蔵 品	
124,874,000	前 払 金	
	（ 固 定 負 債 ）	
	企 業 債	21,733,407,132
	長 期 リ ー ス 債 務	20,704,536
	引 当 金	1,848,617,064
	（ 流 動 負 債 ）	
	企 業 債	1,461,667,832
	短 期 リ ー ス 債 務	11,329,870
	未 払 金	1,599,917,447
	引 当 金	72,825,680
	預 り 金	186,561,664
	そ の 他 流 動 負 債	1,200,000
	（ 繰 延 収 益 ）	
	長 期 前 受 金	19,131,686,993
5,558,727,741	長 期 前 受 金 額	
	収 益 化 累 計	
	（ 資 本 金 ）	
	資 本 金	23,833,898,110
	（ 剰 余 金 ）	
	資 本 剰 余 金	7,678,492,948
	利 益 剰 余 金	5,436,243,862
	（ 水 道 事 業 収 益 ）	
	営 業 収 益	6,295,879,028
	営 業 外 収 益	659,349,533
	特 別 利 益	34,227
	（ 水 道 事 業 費 用 ）	
6,056,495,802	営 業 費 用	
254,315,848	営 業 外 費 用	
281,659	特 別 損 失	
89,971,815,926	合 計	89,971,815,926

## (2) 秋田市下水道事業の経理の状況

### ① 予算の執行状況

#### ア 収益的収支

##### ・収入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期収入額 (B)	下期収入額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
下水道事業収益	10,539,719	5,993,971	4,697,111	10,691,082	101.4
営業収益	7,279,603	4,721,121	2,587,681	7,308,802	100.4
営業外収益	3,243,407	1,272,850	2,041,075	3,313,925	102.2
特別利益	16,709	-	68,355	68,355	409.1

##### ・支出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期支出額 (B)	下期支出額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
下水道事業費用	10,375,475	1,333,826	8,771,968	10,105,794	97.4
営業費用	9,729,075	1,038,143	8,496,849	9,534,992	98.0
営業外費用	642,340	295,668	275,119	570,787	88.9
特別損失	1,510	15	-	15	1.0
予備費	2,550	-	-	-	0.0

※前年度からの繰越分を含む。

#### イ 資本的収支

##### ・収入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期収入額 (B)	下期収入額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
資本的収入	8,875,807	3,121,428	2,725,507	5,846,935	65.9
企業債	5,623,800	-	3,528,900	3,528,900	62.7
出資金	855,809	855,754	55	855,809	100.0
補助金	2,318,049	2,255,944	△866,270	1,389,674	60.0
負担金	78,113	9,694	62,822	72,516	92.8
固定資産売却代金	36	36	-	36	100.0

※前年度からの繰越分を含む。

##### ・支出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期支出額 (B)	下期支出額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
資本的支出	13,373,869	3,806,229	6,429,546	10,235,775	76.5
建設改良費	8,097,441	1,181,262	3,778,086	4,959,348	61.2
企業債償還金	5,266,018	2,624,967	2,641,050	5,266,017	99.9
投資	10,410	-	10,410	10,410	100.0

※前年度からの繰越分を含む。

② 秋田市下水道事業会計試算表（令和6年3月31日現在）

（単位：円）

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	（ 固 定 資 産 ）	
152,672,172,885	有 形 固 定 資 産	
9,022,058,180	無 形 固 定 資 産	
10,410,000	投 資 そ の 他 資 産	
	（ 流 動 資 産 ）	
4,718,057,716	現 金 ・ 預 金	
663,536,927	未 収 金	
313,980,000	前 払 金	
100,000	そ の 他 流 動 資 産	
	（ 固 定 負 債 ）	
	企 業 債	53,202,053,696
	引 当 金	1,528,945,178
	（ 流 動 負 債 ）	
	企 業 債	5,087,099,927
	未 払 金	1,576,904,713
	引 当 金	42,276,072
	そ の 他 流 動 負 債	4,347,399
	（ 繰 延 収 益 ）	
	長 期 前 受 金	74,545,993,409
19,934,761,076	長 期 前 受 金 額	
	収 益 化 累 計	
	（ 資 本 金 ）	
	資 本 金	45,549,514,461
	（ 剰 余 金 ）	
	資 本 剰 余 金	4,877,567,821
	利 益 剰 余 金	624,300,992
	（ 下 水 道 事 業 収 益 ）	
	営 業 収 益	6,833,463,503
	営 業 外 収 益	3,228,192,203
	特 別 利 益	68,211,105
	（ 下 水 道 事 業 費 用 ）	
9,195,645,708	営 業 費 用	
638,132,989	営 業 外 費 用	
14,998	特 別 損 失	
197,168,870,479	合 計	197,168,870,479

### (3) 秋田市農業集落排水事業の経理の状況

#### ① 予算の執行状況

##### ア 収益的収支

##### ・収入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期収入額 (B)	下期収入額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
農業集落排水事業収益	501,668	358,991	146,591	505,582	100.8
営業収益	73,591	41,277	36,961	78,238	106.3
営業外収益	428,072	317,714	109,459	427,173	99.8
特別利益	5	-	171	171	殆増
個別排水処理事業収益	35,617	31,615	3,969	35,584	99.9
営業収益	8,292	4,185	4,075	8,260	99.6
営業外収益	27,323	27,430	△106	27,324	100.0
特別利益	2	-	-	-	0.0

##### ・支出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期支出額 (B)	下期支出額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
農業集落排水事業費用	499,361	91,284	393,929	485,213	97.2
営業費用	468,834	76,872	378,860	455,732	97.2
営業外費用	29,977	14,407	15,069	29,476	98.3
特別損失	50	5	-	5	10.0
予備費	500	-	-	-	0.0
個別排水処理事業費用	36,535	8,807	27,289	36,096	98.8
営業費用	34,868	8,013	26,520	34,533	99.0
営業外費用	1,565	794	769	1,563	99.9
特別損失	2	-	-	-	0.0
予備費	100	-	-	-	0.0

イ 資本的収支

・収入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期収入額 (B)	下期収入額 (C)	合 計 (D) = (B) + (C)	収 入 率 (D) / (A)
農業集落排水事業資本的収入	117,997	106,619	3,279	109,898	93.1
企 業 債	10,700	-	10,600	10,600	99.1
出 資 金	84,077	89,815	△8,737	81,078	96.4
補 助 金	5,000	-	-	-	0.0
負 担 金	16,804	16,804	-	16,804	100.0
基 金 繰 入 金	1,416	-	1,416	1,416	100.0
個別排水処理事業資本的収入	14,859	11,461	921	12,382	83.3
企 業 債	4,800	-	3,300	3,300	68.8
出 資 金	8,282	11,461	△3,446	8,015	96.8
補 助 金	1,336	-	802	802	60.0
負 担 金	441	-	265	265	60.1

※前年度からの繰越分を含む。

・支出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期支出額 (B)	下期支出額 (C)	合 計 (D) = (B) + (C)	支 出 率 (D) / (A)
農業集落排水事業資本的支出	294,018	150,466	130,707	281,173	95.6
建 設 改 良 費	61,347	34,648	13,854	48,502	79.1
企 業 債 償 還 金	232,670	115,818	116,852	232,670	100.0
投 資	1	-	1	1	100.0
個別排水処理事業資本的支出	22,389	7,485	12,291	19,776	88.3
建 設 改 良 費	13,237	2,922	7,702	10,624	80.3
企 業 債 償 還 金	9,152	4,563	4,589	9,152	100.0

※前年度からの繰越分を含む。

② 秋田市農業集落排水事業会計試算表（令和6年3月31日現在）

（単位：円）

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	（ 固 定 資 産 ）	
6,884,327,217	有 形 固 定 資 産	
3,312,000	無 形 固 定 資 産	
5,123,000	投 資 そ の 他 資 産	
	（ 流 動 資 産 ）	
698,598,593	現 金 ・ 預 金	
12,387,626	未 収 金	
	（ 固 定 負 債 ）	
	企 業 債	1,626,129,303
	引 当 金	37,812,368
	（ 流 動 負 債 ）	
	企 業 債	235,706,130
	未 払 金	30,761,240
	引 当 金	2,916,476
	そ の 他 流 動 負 債	9,285,236
	（ 繰 延 収 益 ）	
	長 期 前 受 金	4,396,272,693
1,583,878,050	長 期 前 受 金 額	
	収 益 化 累 計	
	（ 資 本 金 ）	
	資 本 金	2,604,735,388
	（ 剰 余 金 ）	
	資 本 剰 余 金	199,204,868
	利 益 剰 余 金	27,785,423
	（ 農 業 集 落 排 水 事 業 収 益 ）	
	営 業 収 益	71,198,917
	営 業 外 収 益	427,174,706
	特 別 利 益	159,285
	（ 農 業 集 落 排 水 事 業 費 用 ）	
442,254,412	営 業 費 用	
39,666,602	営 業 外 費 用	
4,329	特 別 損 失	
	（ 個 別 排 水 処 理 事 業 収 益 ）	
	営 業 収 益	7,509,525
	営 業 外 収 益	27,324,484
	（ 個 別 排 水 処 理 事 業 費 用 ）	
32,860,311	営 業 費 用	
1,563,902	営 業 外 費 用	
9,703,976,042	合 計	9,703,976,042